

野田市課税課が使用する納税通知書用封筒 広告掲載 仕様書

1. 納税通知書用封筒の規格等

| | |
|-----|---|
| 名称 | 令和7年度 固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書、市民税・県民税納税通知書の送付用封筒 |
| 規格 | 長形3号窓あきサイズ |
| 刷り色 | 2色刷り（黒文字及び赤文字） |
| その他 | 広告掲載枠 ※項番2参照 |
| | 広告掲載枠下部に「 広告に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。 」と表示する。 |
| | 広告掲載枠外の左上に「 広告 」と表示する。また、表示箇所の指定はないが、広告掲載枠内に広告主の名称と電話連絡先を表示する。 |

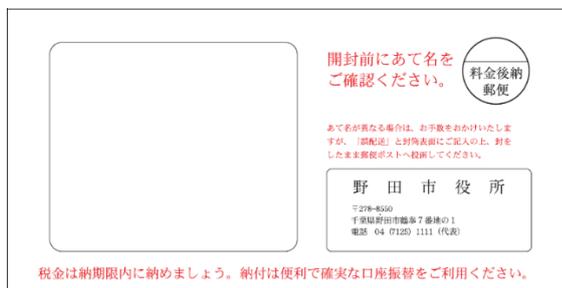
2. 広告掲載枠

横向き 縦 65 mm×横 90 mm以内 ※イメージ図参照

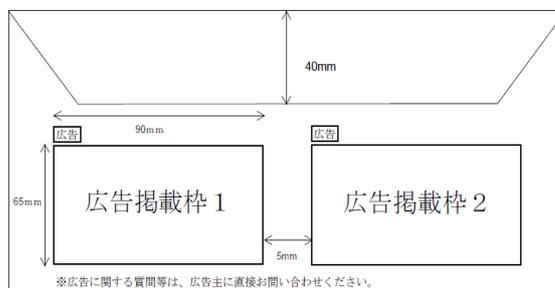
（二枠入札した際には、二枠足した大きさの一枠とすることも可能）

※イメージ図

（表面）



（裏面）



3. 発送予定数

| | 通知書の種類 | 年間発送予定数 | 発送時期 |
|---|------------------|----------|--------|
| 1 | 固定資産税・都市計画税納税通知書 | 65,000 通 | 令和7年4月 |
| 2 | 軽自動車税納税通知書 | 39,000 通 | 令和7年5月 |
| 3 | 市民税・県民税納税通知書 | 36,000 通 | 令和7年6月 |

※納税通知書の発送枚数は納税義務者数により増減します。

4. 提出書類

- (1) 野田市課税課が使用する納税通知書用封筒広告掲載申込書
- (2) 確認書
- (3) 広告原稿（任意様式）
- (4) 申込者の事業内容等が分かる資料（パンフレット等がある場合のみ）

5. 広告原稿の提出

| | |
|---------------|---|
| 原稿作成時の 注意点 | ①掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成すること ②広告には、問い合わせ先の電話番号を記載すること ③掲載が決定した者は、広告原稿を市が指定するデータ形式により提出すること |
| 入稿締切等 | 広告掲載者は、掲載しようとする広告について、あらかじめ市と協議し、初稿を令和6年11月8日（金）までに市に提出する。その後、テスト印刷の結果をもとに、1回のみ原稿の修正を行うことができる。修正を行う場合は令和6年12月20日（金）までに決定稿を提出すること。 |

6. 提出方法

窓口（野田市役所低層棟2階課税課窓口）または郵送での提出

※開庁時間：8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

郵送の場合の送付先 〒278-8550 野田市鶴奉7番地1 野田市役所課税課あて

7. 募集期間

令和6年9月2日（月）から10月18日（金）17時必着

8. 掲載予定費用（入札）

広告掲載枠1（裏面左側） 65mm×90mm以内 165,000円（税込）から

広告掲載枠2（裏面右側） 65mm×90mm以内 165,000円（税込）から

※二枠入札した際には、二枠足し合わせた大きさの一枠とすることも可能

9. 決定方法

申込書を提出した者で、入札額の最も高い者から順に広告掲載者に決定する。また、入札額の高い者から広告掲載位置（左右）の選択権を得るものとする。ただし、各募集枠で、申込書を提出した者が二者以上あった場合であって、すべての者が最低価格以上かつ同額を提示したときは、二者以上の者から一者をくじ引きで決定する。なお、申込みの内容が、野田市課税課が使用する納税通知書用封筒広告掲載募集要項に適合しないと認められる場合は、掲載者と決定しない。

10. 配布方法及び配布エリア

令和7年度課税対象者へ普通郵便による郵送

配布エリアは野田市全域及び市外

【問合せ】 野田市企画財政部課税課
電話 04-7199-4626（直通）
04-7125-1111（代表）